

今後の過疎対策のあり方について

- 過疎関係都市意向調査結果 -

平成20年11月

全 国 市 長 会
過疎関係都市連絡協議会

目 次

概括	1
調査結果及び意見	2
1 過疎関係市の人口動向等	2
2 これまでの過疎対策で、特に成果があった分野	4
3 なお課題が残っている分野	5
3 - 2 課題が残っている分野ごとの主な意見	6
4 今後、重点的に推進する（推進しようとする）分野ごとの 取り組みと必要な支援措置についての主な意見	15
5 今後の過疎対策における国の関わり方についての主な意見	29
6 今後の過疎対策における都道府県の関わり方についての 主な意見	32
7 住民や各種団体等との連携についての主な意見	34
8 「集落支援員」についての主な意見	36
9 新たな過疎対策法における指定要件及び指定区域について の主な意見	38

I 概括

全国市長会過疎関係都市連絡協議会では、過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月末に失効することから、同協議会の加盟市を対象に、これまでの過疎対策の成果及び今後の課題並びに今後の過疎対策に関する考え方等について調査を行った。

この調査結果では、これまでの過疎対策は一定の成果を上げてきたところであるが、なお残された課題も多く、道路や上下水道、情報通信施設、農林水産関連施設等の生活・生産基盤の整備と併せ、地域交通の確保、地域医療体制の確保、集落の維持・活性化等の住民の安全・安心な暮らしに関わる課題が浮き彫りとなっている。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有し、食料や水資源、エネルギーを供給し、環境の保全に貢献しており、国民全体の安全・安心な生活の実現のためには、過疎地域が果たしているこうした多面的・公益的機能を今後とも維持していくことが必要である。

そして、過疎地域が安全・安心に暮らせる地域として健全に保たれていくことが、都市地域と過疎地域が相互に支え合う、新しい「持続可能な共生社会」の形成に資するものであると確信するものである。

過疎関係都市においては、今後も地域課題の解決に向け、極めて厳しい財政状況の下、知恵と工夫を絞り、各種施策・事業の展開を図っていくこととしている。

国においては、本調査結果及び意見を踏まえ、平成22年3月をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法の後、新たな過疎対策法を制定するとともに、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うよう、強く要請する。

II 調査結果及び意見

1 過疎関係市の人口動向等

- ・ 回答した過疎関係市の人口減少率、高齢者の割合は全国平均より高く、財政力指数は全国平均より低い。
- ・ 過疎法第2条第1項による過疎市は、人口減少率、高齢者の割合が全国平均より相当高く、財政力指数は全国平均よりかなり低い。
- ・ 一部過疎地域の財政力指数については、合併前の旧市町村の数値は直近のデータでは反映できないため、合併後の一部過疎を有する市単位でみているが、これによると全体的に高くなっており、過疎地域を合併後の都市単位でみることには、限界があることが伺える。

回答した174市のうち、過疎法第2条第1項による過疎市（本過疎）は45市、同第33条第1項によるみなし過疎市（みなし過疎）は38市、同第33条第2項による一部過疎を有する市（一部過疎）は91市である。

平成12年から平成17年の人口減少率は、本過疎の市が最も大きく、5.99%減少している。（全国平均は0.66%の増加）

平成17年における高齢者の割合（65歳以上率）は、本過疎の市が最も高く、31.22%である。（全国平均は20.10%）

直近の財政力指数は、本過疎の市が最も低く、0.32である。（全国平均は0.53）

一部過疎地域の財政力指数は、合併前の旧市町村単位での直近のデータがないため、一部過疎の市の単位で見ると、言うまでもなく全体的に高い指数となっている。しかし、合併した市においては、合併後も過疎地域の課題は解決していない、旧市町村単位の過疎地域と非過疎地域の格差が大きな課題であるとして、今後の過疎対策においても、現行の一部過疎指定の継続を求める意見が多く出されている。

【回答した市の過疎区分と各指標の平均】

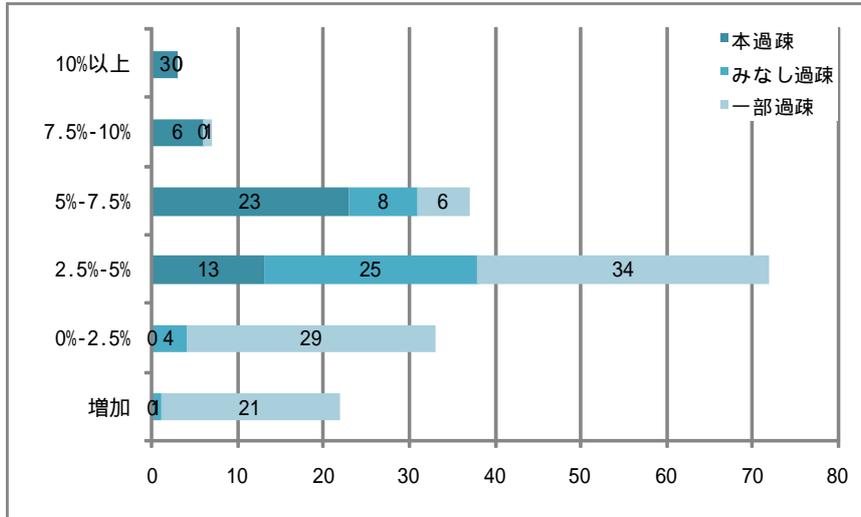
	過疎区分	市数	17人口平均	12人口平均	減少率%	高齢者率%	財政力指数	面積km ²
1	本過疎	45	33,457	35,589	-5.99	31.22	0.32	437.77
2	みなし過疎	38	70,783	73,715	-3.98	28.48	0.40	538.77
3	一部過疎	91	140,248	140,974	-0.51	24.37	0.58	519.14
	全回答市	174	97,459	99,030	-1.59	26.86	0.48	512.56

（参考）全国平均

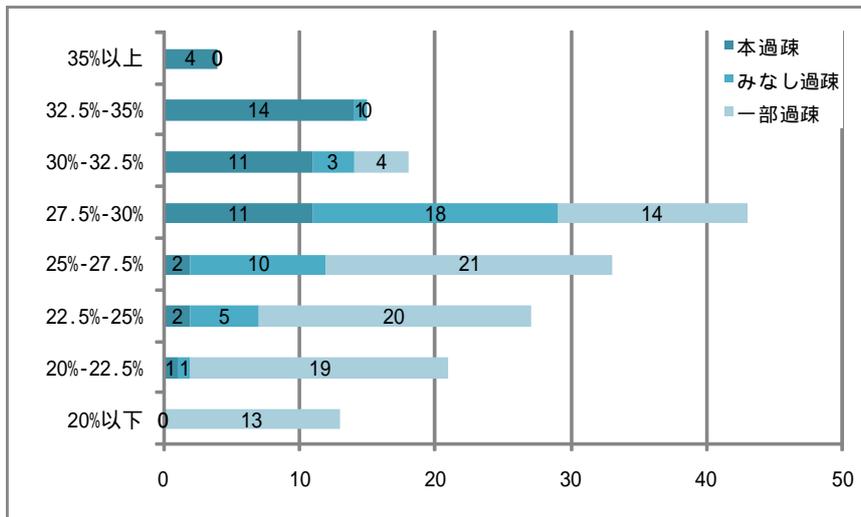
0.66	20.10	0.53	-
------	-------	------	---

減少率、高齢者率は平成17年国勢調査による。
財政力指数は平成18年度地方公共団体の主要財政指標一覧(市町村分)による。

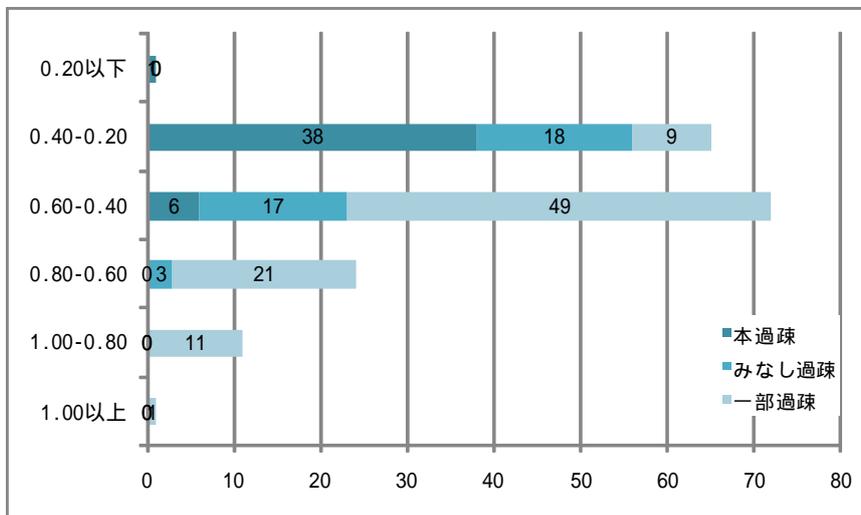
【過疎市の人口減少率の分布】



【過疎市の高齢者率の分布】



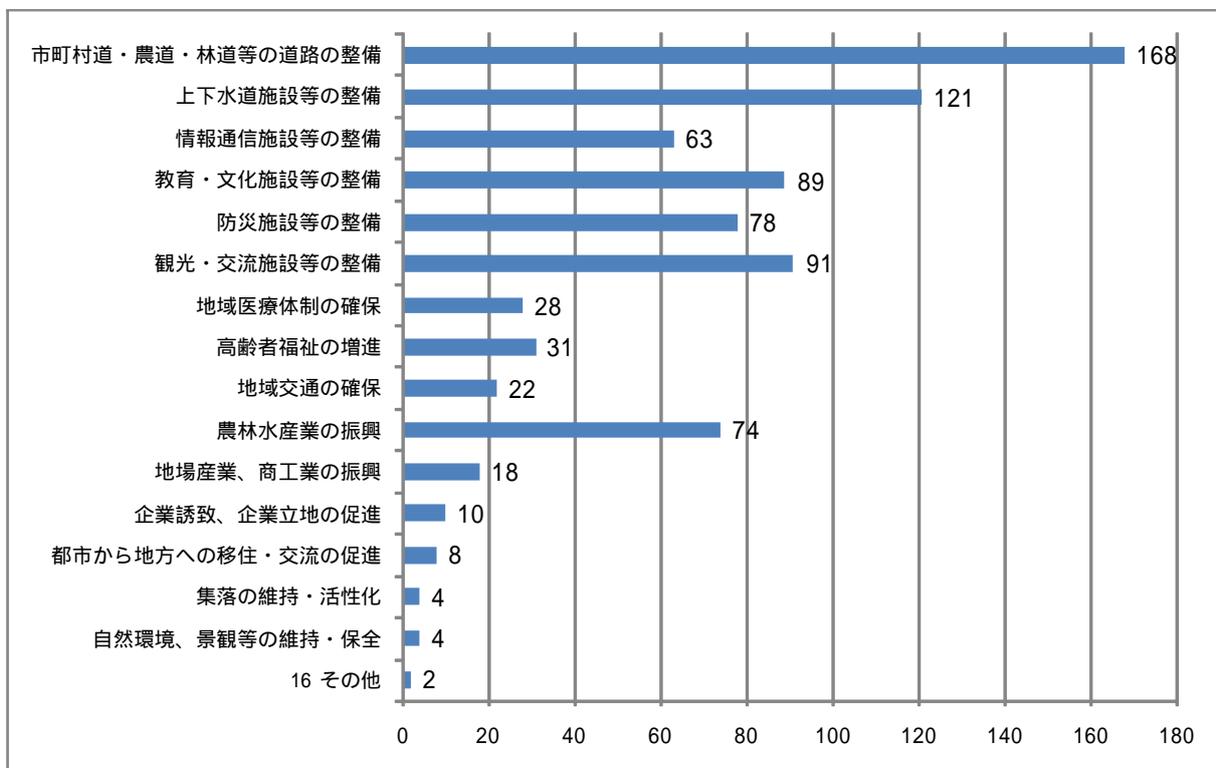
【過疎市の財政力指数の分布】



2 これまでの過疎対策で、特に成果があった分野

- ・これまでの過疎対策では、市町村道・農道・林道等の道路の整備、上下水道施設等の整備、観光・交流施設等の整備、教育・文化施設等の整備など、過疎債を活用したハード整備分野に成果があったとの回答が多い。
- ・その反面、集落の維持・活性化、自然環境、景観等の維持・保全、都市から地方への移住・交流の促進などについては、成果があったとの回答は少ない。

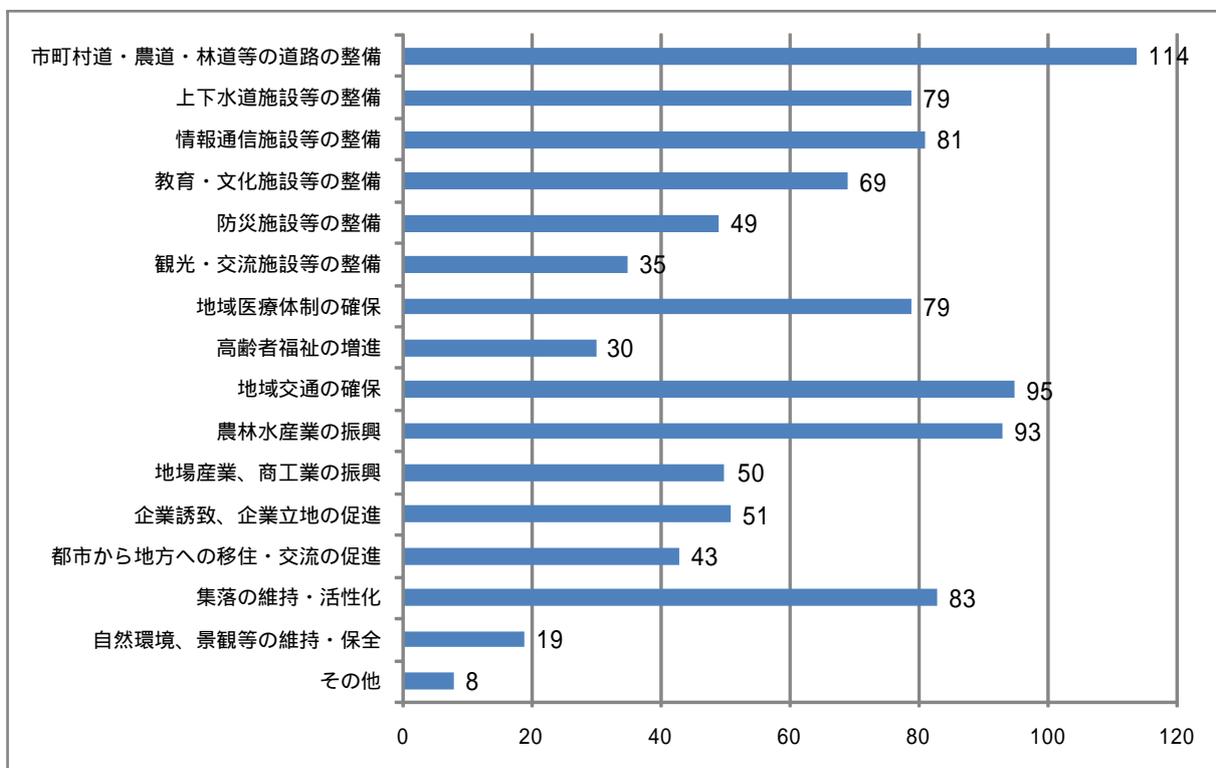
【過疎対策として成果があった分野の回答状況（複数回答）】



3 なお課題が残っている分野

- ・これまでの過疎対策により、成果があったとする分野においても、なお課題があるとの回答が多く、特に市町村道・農道・林道等の道路の整備については、最も成果があったとする一方で、なお最大の課題と考えられている。
- ・また、地域交通の確保、集落の維持・活性化、地域医療体制の確保、企業誘致、企業立地の促進及び地場産業、商工業の振興について課題があるとの回答が多い。これらの分野は成果があったとの回答が少ないものであり、現在の過疎地域において、解決すべき重要な課題と言える。

【なお課題が残っていると考える分野の回答状況（複数回答）】



3 - 2 課題が残っている分野ごとの主な意見

(1) 市町村道・農道・林道等の道路の整備

- ・過疎地域においては、未だに道路整備が十分でない。
- ・過疎地域における道路整備は、生活の基本となる社会資本であり、防災や産業振興などの観点からも重要である。

生活道路である市町村道の整備は、都市部に比べると改良率・舗装率ともにまだまだ低く、今後も計画的に整備が必要。

未舗装の道路や線形改良が不十分な個所が未だに多く存在。道路は、医療や防災、通勤・通学など、安全・安心のまちづくりには不可欠な社会資本。

主要道路の大部分が、土砂災害危険箇所や土砂災害防止法による警戒区域内に存在しており、地震や豪雨災害により道路が寸断され、多くの集落が孤立する可能性が高い。また、狭隘な道路が多いため、緊急車両の大型化や高機能化により通行が困難な道路が多い。

主要な産業である林業の振興を支えるため、林道の整備は欠かせない。

市町村合併により拡大した市域の一体化や市内各地に位置する公共施設等へのアクセス向上のため、今後とも重点的な取り組みが必要とされている。

(2) 上下水道施設等の整備

- ・過疎地域における上下水道施設については、なお整備水準に差があり、未整備区域を解消するための整備、老朽化に対応した改修等を行う必要がある。
- ・下水道の整備は、都市から地方への移住・交流の促進効果も期待できる。

下水道整備率は、過疎地域外に比べて低く、なお格差が残されているため、今後とも整備促進が必要。

上水道は給水施設の老朽化も進み、計画的な改修・整備が必要。また、下水道は、まだ未整備地区があり、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を守るために、早急に整備が必要。

下水道の整備は、都市から地方への移住・交流の促進の観点からも必要。

(3) 情報通信施設等の整備

- ・ 過疎地域においては、テレビ難視聴地域の解消、高速通信網の整備、携帯電話不感地帯の解消などの課題がある。
-

集落全体がテレビ難視聴の地域があり、2011年からの地上デジタル放送開始に伴う中継局の整備とともに、新たな難視聴地域が発生した場合の対応が課題。

高速通信網が未整備の地域や携帯電話が通じない地域など、地域による情報格差が存在。地上放送デジタル化への対応や地域情報化の推進が必要。

光ファイバ網や移動通信用鉄塔の整備等のハード面での整備とともに、これらの活用方策や住民の情報リテラシーの向上等、ソフト面での取り組みが一層重要。

(4) 教育・文化施設等の整備

- ・ 過疎地域においては、少子化の進行に伴う施設の統廃合、通学手段の確保等の教育環境の維持が課題である。
 - ・ 教育施設の耐震化や大規模改修等を進める必要である。
-

教育（学校）施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、地域住民にとっては、学習・スポーツなどに利用される公共施設として、また、災害発生時の避難場所として重要な役割を担っていることから、その耐震化が急務。

少子化による児童数の減少及び施設の老朽化により施設の統廃合が喫緊の課題。

小中学校の校舎等の施設・設備には老朽化したものが多く、大規模な改修を必要とするものも多いことから、その対策が必要。また、今後は生徒数の減少が予想されるが、良好な教育環境を維持するため、通学区域の見直しやそれに伴う通学手段の確保が必要。

(5) 防災施設等の整備

- ・ 過疎地域は、中山間地域が多く、面積が広大であることなどから、消防・防災の拠点施設や防災設備の整備に多大な経費が必要である。
 - ・ 災害時における高齢者や要援護者への支援、情報伝達などが課題である。
-

過疎地域では、少人数で広大な面積の防災対策をカバーしなければならず、防災の拠点となる施設等の整備が必要。

地域防災無線のデジタル化を平成28年度までに終えなければならないが、地域全体が山間地域であることから膨大な事業費が予想される。この更新事業費をいかに確保していくかが大きな課題。

合併前の市町村において防災基盤の整備に違いがあり、特に防災無線については統一した情報伝達が行なえるよう、早急な整備が必要。

消防施設の老朽化が進んでおり、消防・救急無線のデジタル化計画や消防の広域化なども視野に入れた対応が課題。

消防団員の不足や昼間の団員の不在など集落の防災面での不安も大きく、災害時の高齢者や要援護者への支援や情報伝達などが課題。

(6) 観光・交流施設等の整備

- ・ 過疎地域においては、産業や自然環境、歴史・文化等の地域資源を活用した観光振興策の推進が必要である。
 - ・ 観光の振興は、過疎地域における雇用の確保、産業の活性化にもつながる。
-

ツーリズムなど体験交流型による地域振興に取り組む中、交流拠点施設の整備のほか、地域資源を生かした地域産業との連携強化、人材育成が課題。

人口減少の要因となっている就労の場所の確保が大きな課題。地域内にある豊かな自然環境や歴史・文化等の資源を活用した、都市住民との継続的な交流による新たな観光産業の推進を図り、就労の場を拡大していく必要がある。

少子・高齢化が進展する大きな理由の1つには、現在の農林業の収益性の低さが考えられる。そのため、観光業と農林水産業とを滞在・体験でつなげた新しい産業の創造が求められている。

(7) 地域医療体制の確保

- ・ 過疎地域においては、医師不足が顕著であり、地域医療の確保に向けた取り組みが急務である。
-

恒常的な医師不足に苦慮している状況が続いており、特定診療科における医師等の医療従事者の確保・定着、医療ネットワークの形成及び急患輸送体制の強化対策が課題。

過疎地域の公立病院における医師確保対策は、財政基盤の弱い自治体の取り組みでは解決できない。国策としての医師確保対策を行い、地域医療に対する支援の充実を図ることが必要。

住民の高齢化により救急医療体制の充実はより重要な課題となっており、高規格救急車を増やし、休日、夜間、災害時における救急医療体制の充実を図っていく必要がある。

医師確保とともに、遠隔医療をはじめ新しい技術の導入も見据えながら、地域医療の確保が必要。

(8) 高齢者福祉の増進

- ・ 過疎地域においては、総じて高齢化の進行が顕著となっており、高齢者への福祉サービス提供の充実、相談体制の整備、日常生活の支援などが必要である。
-

過疎地域は総じて高齢化の進行が顕著であることから、地域における高齢者向けの福祉・介護サービスの提供や総合相談支援体制の整備、地域内の互助機能の強化等を図るなど、高齢者を地域で支えるための総合的な仕組みづくりが必要。

今後も高齢者人口の増加が予想される中、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、福祉センターの整備、在宅福祉サービスの充実を図る必要がある。

今後、さらなる高齢化により介護に至らない高齢者へのケア、例えば、単身や高齢者世帯への日常生活（豪雪地帯における雪対策、公共交通機関以外に移動手段を持たない方々への支援など）における支援が大きな課題。

(9) 地域交通の確保

- ・ 過疎地域においては、路線バス、離島航路等の公共交通の維持・確保とともに、地域特性に応じた交通ネットワークの構築が必要である。
 - ・ 住民、NPO等との連携により、福祉有償運送や過疎地有償運送、ボランティア移送などに取り組んでいく必要がある。
-

高齢化が著しい過疎地域では、地域住民の足として一層公共交通の必要性が認められるが、アクセスが不便な地域が多い。地域の特性に応じた交通ネットワークを構築することが課題。

交通弱者に対する足の確保が課題となっている。循環バスの導入や運賃補助、循環タクシーは、財政上、大きな負担。住民の協力のもと、福祉有償運送や過疎地有償運送、ボランティア移送などに取り組むことが必要。

離島住民の生活に密着した離島航路、交通弱者が利用する生活路線バス維持・確保が必要。

(10) 農林水産業の振興

- ・ 過疎地域においては、農林水産業が基幹産業であり、生産性の向上や流通体制の確立、ブランド化の推進等の支援を継続していく必要がある。
 - ・ 特に農林水産業の担い手不足が顕著であり、後継者の育成が課題である。
 - ・ 我が国の食料自給率の維持・向上を図るためにも、農林水産業の振興は不可欠であり、このことは過疎地域だけでなく都市の発展にも資するものである。
-

農漁業は地域経済を支えている基幹産業であり、持続的な農漁業経営を図るため、後継者の育成及び生産性の向上、新たな資源の開発などの諸課題に引き続き取り組む必要がある。

食料自給率の向上を図るためには、農林水産業の発展は欠かせない。食料供給は過疎地域のみでなく、都市の発展にもつながるものである。

農林水産業は過疎地域の基盤産業であり、これらの産業の衰退は、集落機能そのものの維持をも困難にする。また、農地や山林を維持・管理する者が減少し、耕作放棄地や荒廃山林が今後ますます増加すると、自然災害や環境保全の点で支障をきたすことも予想される。

これまで多くの基盤整備を行ってきたことにより、効率的で安全な作業環

境を整えてきたが、従事者の高齢化や少子化が進み、後継者不足が深刻となっている。生産性の向上や流通体制の確立、ブランド化の推進等の支援を行い、従事者の経営安定を図る必要がある。

(11) 地場産業、商工業の振興

- ・雇用の創出と定住人口の増加を図るため、観光産業や農林水産業と連携した地場産業、商工業の振興が必要である。
-

過疎地域の最も大きな課題の1つである、「若者の定住」に不可欠な雇用機会の確保を保障するためには地域産業をはじめとした地域雇用につながる観光産業や1次産業の活性化が必要。

地場産業及び商工業の振興と過疎対策は表裏一体の関係にあり、地場産業、商工業の振興対策と雇用創造、さらに定住促進事業等が一体となった施策の展開が必要。

商店街を活性化するため、個々の店舗の自助努力を促すとともに、協同店舗化や駐車場の整備など商業環境の整備を図り、市民にとって利便性が高く、魅力ある商店街づくりに努める必要がある。

(12) 企業誘致、企業立地の促進

- ・雇用の確保のためには企業誘致の促進が必要であり、企業誘致に伴う税制上の支援措置等を拡充する必要がある。
 - ・過疎地域の地理的条件を踏まえた、誘致対象業種や企業支援体制の工夫が必要である。
-

魅力的な就労の場がないことが、若者が都市部に流出し帰郷しない一因となっているため、企業誘致、企業立地を促進することが必要。

企業誘致や地元企業の育成等のため支援を行っているが、企業誘致に関しては、過疎対策の施策として税制措置等の支援が図られている反面、地元企業の育成に対する支援については極端に少ない。

新增設に係る税制上の措置はあるが、適用業種は製造業・ソフトウェア業・旅館業に限られているため適用実績が少ない。したがって、適用業種の拡大が必要。

地理的要因等により企業誘致がなかなか進まない。今後は、交通アクセスや環境の影響を受けにくい業種までターゲットを拡げる必要があるが、優遇制度の拡充やサポート体制の充実に向けた支援が必要。

(13) 都市から地方への移住・交流の促進

- ・ 地域住民が主体となった都市・農村交流に対する需要が高まっており、中山間地域の自然や農村環境、観光資源を活かした交流の活性化と多様なライフスタイルの提供による移住の推進が課題である。
 - ・ 移住・交流に関する受入体制の整備、情報発信方法の確立が必要である。
-

年々人口が減少するなか、豊富な観光資源を活かした交流の活性化による地域の賑わいの創出と、多様なライフスタイルの提供を通じた移住の推進が課題である。

安全性や利便性や快適さが保たなければ移住も交流も望めない。地域の特性や良さをより鮮明にアピールする施策が必要不可欠。

移住・交流に関する受入れ窓口の整備・PR方法の確立が必要。

中山間地域の自然や農村環境などをいかした自然・農業体験や、山村生活体験、民泊を伴う修学旅行など、地域住民が主体となった都市農村交流に対する需要に対し、地域資源をいかしたプログラムの開発や、インストラクターの育成、農業者と観光業者の連携など、受け入れ側の体制整備が課題となる。

荒廃林や耕作放棄地を復活させ、山村の集落機能を維持するには、若い労働者を取り込む必要があることから、Uターン・Iターン希望者の求める住居情報や体験メニュー等を取り揃えた受入体制を整える必要がある。

(14) 集落の維持・活性化

- ・ 過疎地域の集落では、人口減少や高齢化の進行が顕著であり、コミュニティ機能や地域活力の減退が懸念されていることから、集落の維持に向けた対策が必要である。
 - ・ 集落の活性化の推進にあたっては、住民と行政が協働・協力して取り組んでいく必要がある。
-

現在、集落の人口減少や高齢化は顕著に進みつつあり、限界集落が増加するとともに地域のコミュニティ・地域活力が失われていくことが危惧される。地域内基幹集落への移転、冬期間の季節的移転、自治会組織の統合など集落の維持に係る対策が必要。

高齢化の進展や後継者不足などにより、集落機能が維持できなくなり、機能不全集落が目立つようになってきている。集落機能活性化を図るため、住民と行政の対等な協働関係を維持しつつ、行政主導の支援を実施する必要がある。支援には、人的支援としての、職員による集落担当制実施や、財政的支援としての、補助金交付制度の支援などが必要である。

(15) 自然環境、景観等の維持・保全

- ・ 過疎地域は、水資源の供給や森林による温暖化防止等、多面的・公益的な役割を担っており、集落が消滅すると耕作放棄地の増加、森林の荒廃、さらには自然災害被害の拡大をも助長する恐れがあることから、自然環境や景観の維持・保全が必要不可欠である。
-

過疎地域は、水資源の供給や森林による温暖化防止等、多面的公益的な役割を担っている。集落が消滅すると耕作放棄地の増加をはじめ、森林の荒廃を招くことが考えられ、さらには自然災害をも助長する恐れがある。

地域に愛着と誇りを持って暮らす上で、自然環境や景観等の維持・保全は必要不可欠。効果的な実施のために、地域と行政が連携を密にすることももとより、ボランティアやNPO、事業所等の支援・協力を得ることも重要。

シカ、イノシシ、サル等による農林作物被害が深刻となっており、有害鳥獣の捕獲はもとより、人と野生鳥獣のすみ分けを図るための生息環境の保全や被害防止対策が必要である。

(16) その他

- ・ 今後は、過疎地域が直面する様々な課題の解決を図るため、ソフト的施策を含めた総合的な過疎対策を講じる必要がある。
 - ・ これまでの過疎債に加え、総合的な過疎対策に対応した財政措置が必要である。
-

今後の過疎対策については、国土保全対策、広域的な機能連携対策、地域のきめ細かい課題を解決するソフト施策を含めた総合的な対策などが必要であり、従来の過疎債のほか、これら多様な財政需要に対応するための財政措置が必要である。

自治会機能の低下、地域固有の文化・伝承が困難となる集落が増加し、近い将来消滅の恐れのある集落がある。限界集落への対応が課題である。

4 今後、重点的に推進する（推進しようとする）分野ごとの 取り組みと必要な支援措置についての主な意見

- ・過疎関係都市においては、それぞれの課題の解消に向け、今後とも積極的な施策・事業の展開を行うこととしており、これらの取り組みに対し、引き続き財政支援の充実・強化を求めるとともに、ソフト事業への支援を求める意見が出されている。
なお、分野ごとの取り組みとこれに対する必要な支援措置についての主な意見は次のとおりである。

(1) 市町村道・農道・林道等の道路の整備

〔取組、事業等〕

非過疎地域に比べ過疎地域の舗装整備は十分にされていない箇所が多く、安全かつ円滑な交通環境を確保し、地域住民の生活向上を図るためにも、今後も集落を結ぶ市道について、継続して舗装・改良整備を実施。

過疎地域と市中心部を結ぶ物流アクセス道路の整備促進、国・県道と市道との一体的な道路網の構築、集落連絡道等の生活道路の総合的・計画的な整備、歩行者の安全を確保するための歩道等、交通安全施設の整備。

集落道等の整備や冬季消雪対策、市道幅員の拡幅

市民の利便性の向上及び農業振興等のため、市内（過疎地域・非過疎地域を結ぶ）の幹線道路の整備。林業振興のための広域林道の早期開設。

道路法面保護、落成防護、橋梁耐震化補修など、生活道路の防災事業

農道・林道等の整備、過疎地域の主要産業である農業基盤の確保、合併建設計画に計上されている国・県道の計画的な整備の推進。

市道、林道等の整備・改良の実施、過疎地域の生活・定住条件の確保、農地の保全、適正な森林管理や林業経営の合理化等。

路線バスなど、公共交通体制の確保対策と連携した生活道路の改良、整備。

〔必要な支援措置〕

ハード整備のための過疎債をはじめとする財政支援の充実・確保並びにその柔軟な運用が可能となる制度の創設が必要。

過疎地域と非過疎地域内の主要施設を結ぶ道路の整備については、非過疎地域部分の整備についても過疎対策事業とすべきである。

(2) 上下水道施設等の整備

〔取組、事業等〕

下水処理施設について、地域ごとに適した手法（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の効率的な組合せ）による計画的な整備推進。

簡易水道の統合事業（市町村合併により複数の簡易水道が存在。）、下水道事業の整備促進

長期的な水源を確保するため、自己水源区域の保全監視の強化。水質検査及び水質管理体制の一層の充実。

施設の老朽化による漏水、給水水圧の不均一化の解消や施設更新に向けた取り組み。取水施設、導入施設等の整備による水の安定的な供給の確保。

水道未普及地域の解消及び水道施設の改良・更新。

〔必要な支援措置〕

上下水道の整備に対する財政支援措置。

老朽管更新に対する国庫補助等の嵩上げ

簡易水道事業に対する過疎債の充当率の嵩上げ及び償還期間の延長。

(3) 情報通信施設等の整備

〔取組、事業等〕

中心部以外の各地域におけるブロードバンド環境の整備及びインターネットを活用した産業振興や地域づくりの推進を図るためのシステムの構築。

地上テレビ放送デジタル化への対応等の過疎地域における情報格差の是正。

情報化社会に対応した情報通信基盤を整備し、防災、産業、医療、福祉、教育等の各分野での多角的活用。また、広域でのICTインフラの整備と利活用の推進。

地域の災害、防災、福祉、医療、教育などの対策として、全域にわたる高度情報通信網(CATV網)を活用したサービス、システムの構築を検討。

〔必要な支援措置〕

過疎地域やこれに準ずる地域での基盤整備に係る起債、補助などの財政的支援。

国・県補助事業の補助率嵩上げと過疎地域であることを採択要件等として
いる枠の拡充及び採択基準の緩和措置。維持管理費に対する過疎債充当枠
の新設。

光ファイバ網等の情報通信基盤の整備、携帯電話の不感地域の解消。地上
デジタル放送移行に伴う難視聴地域の解消及び高度情報通信網構築に向け
た財政支援。

低所得者等経済弱者に対する機器購入支援策や難視聴地域解消のための補
助制度の充実

(4) 教育・文化施設等の整備

〔取組、事業等〕

教育、文化施設の老朽化、耐震化への対応に向けた改修及び整備の計画的
実施。児童・生徒の減少等による学校の統廃合により、廃止された学校施
設の再利用及び解体の計画的実施。

学校統合に伴う通学困難児童生徒対策としてのスクールバス運行。

高等教育機関の誘致。

統合小中学校の整備。校舎、体育館など、教育施設の耐震化。

園児・児童等の通園・通学支援による通学通園の負担軽減。学校等施設の
耐震化。地区公民館、地区集会施設、生涯学習施設の整備促進。

「子ども農山漁村プロジェクト」を活用した都市部との交流

学校施設の耐震改修及び老朽化した文化・社会教育施設の大規模改修及び耐震改修の実施。

過疎化の根底にある問題解決の施策として、ふるさと意識を高める観点から、「地域(郷土)学習」等の推進。

〔必要な支援措置〕

教育・文化施設の老朽化、耐震化、再利用や解体並びに設置運営に対する制度的・財政的支援の拡充。

「子ども農山漁村プロジェクト」促進の仕組みづくり

遠距離通学対策に対する補助制度の充実

過疎債の延長あるいは現行過疎法に代わる財源措置、必要な財源の確保(補助率の嵩上げ、過疎債同様の財源措置)

教育、文化施設の転用における補助金適正化法等の一層の規制緩和並びに撤去費用や二次利用等にも柔軟に対応できる補助事業等の創設。

郷土への愛着をはぐくむ施策として、地域学習等のソフト事業にも補助事業や優良起債等を充当できる新たな仕組みの構築。

(5) 防災施設等の整備

〔取組、事業等〕

消防本部庁舎や公共施設の耐震化、老朽化した通信指令設備の更新など、災害対策の拠点となる施設の整備。

各種災害発生時に備えた市町村防災行政無線等の情報伝達システムの整備

防災行政無線未整備地域への防災行政無線整備並びにデジタル化。

消防拠点の充実による消防力の強化(消防器具庫)、防火水槽増設による消防水利の確保

住居が急峻な地形に立地しているところが多く、土砂災害等の警戒が必要な箇所が多い。このため、災害防止施設等の整備に取り組む必要がある。

中山間地域における防災ヘリコプターなどの夜間離着陸場を整備する。

通信手段のデジタル化への対応。また、市が設置する災害対策本部と消防本部、警察、自衛隊等の関係機関や市内の各集落、自主防災組織等地域住民との連携体制を確保する災害対策に係る情報通信手段の整備。

〔必要な支援措置〕

消防防災施設整備について、合併した自治体に対する助成率、過疎債充当率の引き上げ。

市町村防災行政無線等の情報伝達システムについての国・県補助事業の補助率嵩上げ及び過疎地域であることを採択要件等としている枠の拡充並びに採択基準の緩和措置。維持管理費の過疎債充当枠の新設。

災害復旧や防災施設整備に対する国・県の財政的支援。

消防・防災関係における通信手段のデジタル化に対して、県レベルの広域で一括導入を図れるような支援措置が必要。また、災害対策本部の情報通信手段を充実強化させるための支援措置の導入が必要。

耐震診断に対する財源措置、耐震化に対する財源措置・対象施設の拡充

(6) 観光・交流施設等の整備

〔取組、事業等〕

体験型農園を中心とした観光事業の展開や、訪れる観光客に新鮮でおいしい農産物を提供できる施設整備とシステムづくり。

過疎地域の田園、農山村風景を活かしたグリーンツーリズム等の体験型観光の推進。

茅場の確保、茅葺き職人の養成、茅の葺き替えといった一連の事業の組み合わせるによる、地域の文化・伝統に基づいた観光・交流施設の整備。

老朽化し管理放棄された民家や旅館、ペンション、ロジなどの空き家対策（崩壊等の危険性、権利関係の複雑化等による対応に苦慮）

広域観光の拠点づくりという観点から、観光地への新輸送システムの計画

促進、入り込み客が低迷する観光地の観光地の観光再構築プロジェクトの策定。既存施設の公衆トイレの整備や遊歩道や登山道の整備。

既存の観光・交流施設の改修及び学校統合等に伴う未利用施設の利活用。

〔必要な支援措置〕

人材支援及びソフト面に必要となる経費への支援措置。

地域の活性化に資する目的で実施する、遊休施設等の改修に対する支援措置の拡充。

観光・交流施設整備、観光受入体制の整備に関するハード、ソフト両面からの支援措置

空き家の崩壊による危険を防止する安全対策の実施、景観に配慮した地域保全の面から自治体が弾力的に対応できる制度の創設や財政支援等の措置。

(7) 地域医療体制の確保

〔取組、事業等〕

病院を守ることは地域医療を守ることであり、地域住民の生命を守ることである。地域医療を死守することに取り組む。

病院の経営健全化、医師、看護師等医療スタッフの確保、市内外の医療機関との連携

地元出身の医師の増加を図るため修学資金制度の充実。

地域医療を支える救急医療体制の充実、遠隔地医療を推進するためのICTインフラの整備と利活用。

〔必要な支援措置〕

過疎地域における公立病院の担う重要な役割、使命、経営状況の特異性を十二分に認識したうえでの、地域医療を守るためのさらなる財源措置、医師・看護師の確保。

国や県による広域的な対策としての医師確保対策の実施

過疎地域への重点的な医師配置制度の創設。過疎地域の開業医に対する税

制上の優遇措置等の制度創設。

地域医療を担う人材を育成する自治医科大学の定数の増員、過疎離島医療に対する支援の充実。

(8) 高齢者福祉の増進

〔取組、事業等〕

高齢者向けの福祉・介護サービスが地域で受けられる環境の整備、地域における総合相談支援体制の整備等、高齢者を地域で支えるための仕組みづくり。

高齢者集合住宅の整備

高齢者独居世帯及び高齢者世帯への安否確認や老人の生きがいづくり（集いの場、交流の場、農林業・地域の活性化のための取り組み）の実施。

生活習慣病等の疾病予防や要介護状態の防止などの介護予防の推進及び高齢者の社会参加・社会貢献活動の促進。

福祉センターの整備、在宅福祉サービスの充実

〔必要な支援措置〕

独居老人宅等への緊急通報システムの設置、配食サービスや移送サービスの実施、各種高齢者福祉施設（デイサービス、在宅介護支援センターなど）の運営等への支援。

過疎集落の高齢者世帯への安心見守り制度の構築。

NPO等の住民との連携、地域に密着した福祉活動の支援

福祉センター整備に係る国庫補助や地方債の充当、福祉サービス提供体制の充実を図るための誘致活動や起業支援等の取り組みに対する国庫補助。

(9) 地域交通の確保

〔取組、事業等〕

高齢者等の交通弱者の病院、公共施設等への移動を確保するための循環型

コミュニティバス導入の検討。

民間バス路線及び鉄道路線の運行の維持に対する支援補助の継続。交通弱者に対する循環型コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド型交通、NPO等による有償運送などの確保対策。

地域の拠点を結ぶ基幹バスネットワークの構築や、地域が主体となって企画・運営する地域バス等の運行への支援。

離島と本土を結ぶ唯一の交通手段である航路の維持。

過疎地域の住民の移動手段を確保するための生活バス（6路線）の運行、スクールバスの運行、離島国庫補助航路の維持、航路廃止に伴う代替航路の確保の実施・継続。

〔必要な支援措置〕

コミュニティバス導入への支援も含む、地域の実情に即した補助制度の拡充。

地域交通を維持し活性化させるための支援・補助の充実と、より効率的な地域交通体系再構築のための支援・補助の充実が必要。また、地域個別の事情に対応する柔軟な取り組みを実現するための規制緩和の検討も必要。

乗合用の車両の導入に対する補助等の支援措置。

地域内交通（デマンド方式等）の運行主体となる担い手の養成及び支援

バス事業者に対する助成措置の拡充強化、離島航路補助制度の拡充強化、離島補助対象航路以外の過疎地域における航路に対する支援措置の創設。

(10) 農林水産業の振興

〔取組、事業等〕

農業の担い手育成・確保対策、農用地、農業生産基盤施設の適正な維持管理対策

民有林の適切な整備・保全と市有林の健全な育成管理

人口減少や高齢化等による農業従事者の減少対策としての、効率的な農業

経営を目指した農業生産法人化の推進。

中山間農地の保全

過疎地域特有の農産物の特産化に向けた振興組合等の組織の立ち上げ、ブランド化の確立と規模の拡大。

他地域からの新規就農者の受入れを促進するための新規就農施設の整備や農業研修制度の実施。

林業従事者の高齢化による里山の荒廃に対処するため、観光事業等とタイアップした森林整備や各種対策への支援体制の検討。

海域環境の再生とつくり育てる漁業の推進、漁業経営の安定化及び漁業を生かした交流の推進。

新規就業者の確保・育成、生産基盤の整備、集落営農の推進、新市場の開設、地産地消の推進、地域バイオマスを利用した持続型農業の推進

耕作放棄地化の防止に向けた農地の保全・利活用の促進

生産基盤及び生産物のブランド化や就労環境の改善、生産・流通・販売体制の整備等、効率的・安定的な経営の確立。

〔必要な支援措置〕

担い手の育成・確保対策に必要な総合的な財政支援措置、農用地、農業生産基盤施設の維持管理費に対する財政支援措置

森林環境保全整備事業の確保、森林環境税の導入

新規就農を一層促進するため、農業経営者となつてからの制度資金に加え、就農準備期間中における資金面の支援。

農地の生前一括贈与を受けた者の贈与税の納税猶予の制度については、現物出資のみで経営に直接関わらない場合であっても納税猶予措置の適用が必要。

中山間地域等直接支払い制度の継続

過疎債による財源の確保、ソフト事業に対する財政支援

市町村が、所有者から長期の管理受託を受け、農地を一元的に保有・管理し、担い手や企業の要望に応じて農地の利用調整を行い、貸付ができる制度の構築。保有・管理する農地の利用促進の観点から、農地の貸出等に伴い必要となる市町村や借り受ける企業による基盤整備に対する支援措置。市町村が一元的に保有・管理することに伴い、貸し出しまでの期間に必要な鳥獣対策等の管理経費についての支援。

(11) 地場産業、商工業の振興

〔取組、事業等〕

地域の伝統工芸や特産品等を活かしたコミュニティビジネスの育成

地場産業の振興について、近隣地域の大学や専門学校との連携による、新たな地域ブランドとしてのイメージの構築。

中心市街地の整備や地元産業の育成及び空き店舗の有効活用等による商店街の活性化

民間との協働のもと、地域資源を活かした商品開発・販売の促進、起業支援などへ取り組みによる地域活力の維持・向上。

地場製品の加工品等の開発、ブランド化、PRの推進

過疎地域における産業振興に向けた、農業生産法人や企業など多様な主体による地域資源を活用した6次産業化やコミュニティビジネスなどの起業化等の促進

〔必要な支援措置〕

地域との連携を促進する大学等への支援制度の充実。

市街地整備や地域産業育成に対する財政支援及び規制緩和（補助金、交付金、地方債、交付税措置、税制支援）

現行制度の中で「中小企業地域資源活用プログラム」を利用した支援を受けようとする、県が策定する基本構想に記載されている必要があるが、新たに掘り起こされたものや知名度の低い地域資源は、県の基本構想への搭載要件にあてはまらない。県の基本構想に記載されていない、知名度の低い地域資源を活用したビジネスモデルに対する支援策も必要。

継続的・包括的な財政支援、アドバイザー派遣等の人的支援

地域の多様な主体による地域資源を活用した起業化について、幅広く支援するための総合的な支援制度の創設

過疎地域における課税特例措置及び減収補てん措置を、平成21年度以降においても継続すること。

(12) 企業誘致、企業立地の促進

〔取組、事業等〕

遊休施設（閉校した校舎）をオーダーメイドで整備し、高速情報通信網を活用したコールセンターやデータセンター等を誘致。

製造業に限らず、ベンチャー企業や産業教育機関、地域の産業と関連した企業などの誘致。

〔必要な支援措置〕

学校施設の民間譲渡等に伴う補助金・起債（残債）の取り扱いについて、地域の現状を踏まえた柔軟な対応を可能とする制度改正。また遊休施設の活用に係る経費への支援。

過疎地域の指定要件、区域の見直しによる固定資産税の減収補填措置の拡充

企業誘致への更なる優遇税制の導入。過疎地域に企業進出する場合の税制等優遇措置の拡大。

過疎地域自立促進支援法による「進出企業に対する固定資産税の減免措置」などの支援措置の拡充及び企業立地活動への支援。

既存施設を改修し活用する場合の過疎債適用及び税制上の優遇措置制度の拡充（情報通信関連企業へも適用）。

(13) 都市から地方への移住・交流の促進

〔取組、事業等〕

エコグリーンツーリズムの推進、田舎暮らし体験塾の継続実施や空き家情

報バンクのシステム化・運用等、自然を活かした二地域居住の促進。

農村の維持に向けたサポーターの獲得や交流人口の拡大に向けた、中山間地域の自然や農村環境を活かした都市・農村交流の促進。

U・Iターン希望者の移住の促進に向けた情報提供・相談窓口の開設等、受入体制の整備。

移住・交流施策の推進のため、居住・滞在の場を確保する廃校や空き家の活用等、滞在型交流施設整備事業。

〔必要な支援措置〕

U・I・Jターン希望者に対する就業支援や税制優遇等、移住によるインセンティブの提供。空き家利活用に対する支援。

農業体験交流事業支援、小中学生の農家民泊誘致支援、田舎暮らし支援、グリーンツーリズムのインストラクター育成支援など。

廃校や空き家の改良事業の過疎債の適用

「地域コミュニティ組織」による受け入れ体制の整備、強化。

(14) 集落の維持・活性化

〔取組、事業等〕

集落支援員などを活用した、集落の問題を住民自身が自らの課題として捉えるための環境づくり。

人口減少と高齢化による集落機能の低下(相互機能の低下)の解消に向けた、集落の住民だけでは実施困難な活動への支援。

日常生活に必要な行政機能、生活機能の地域核への集約や環境整備の推進。

地域社会の維持が困難となる集落が増加しつつあることから、集落を越えた連携を図るとともに、コミュニティ活動などへの住民の主体的参加を促進するなど、地域が自立し、活性化していくための仕組みづくり。

コミュニティ組織の育成、集落間の相互協力の下での自主防災や道路河川管理、高齢者安否確認、耕作放棄地や空き家の整備・活用。

〔必要な支援措置〕

集落支援員の人材育成に関する事業の実施及び人材バンクの創設。

要支援内容の検証、要支援集落の選定、内容・時期・回数などを含めた具体的な支援計画の策定、支援員の選定など

高齢化集落は主に過疎地域に点在しているが、過疎地域以外の山間地にも存在している。そのため、新たな過疎対策法においては、現在の過疎指定区域以外にも高齢化集落への支援措置を適用する要件が必要。

集落の意向把握。意向を踏まえての「市民生活の保障」と「持続可能な集落づくり」への支援。

集落を越えた新たな地域運営の確立、地域リーダー養成のための体制整備

各地域の実情に基づいた自主的な取り組みに対する補助

(15) 自然環境、景観等の維持・保全

〔取組、事業等〕

森林、棚田、海岸等の自然環境、景観の保全事業の促進。地域資源を活かした循環型社会の形成。

森林の適正管理の推進による水源涵養、地球温暖化防止などの公益的機能の役割の確保。

日本の原風景と言える魅力的な里山、里海を再生するため、住民が主体的に行う活動を支援。集落内の荒廃地への桜や広葉樹、花木などの苗木の提供、農家民宿や家屋改修への支援等を実施し、日本らしい美しい農村、漁村へと再生しながら、グリーンツーリズムや移住の促進につなげていく。

集落営農組織の育成や農地・水・環境保全向上対策、中山間地域等直接支払制度への取り組み推進による自然環境、景観等の維持・保全。特に森林については、森林ボランティア団体等をはじめとする市民との協働による森林整備の実施。

〔必要な支援措置〕

森林等の地域資源の保存、管理のためのシステムづくりとその支援。

下刈、間伐、用排水施設の整備等への国による制度的・財政的支援の拡充。

補助金、地方債及び地方交付税などの支援措置の確保が必要。

海外からの漂着ゴミ等の処理体制の確立と処理費用に対する財政的支援。

(16) その他

〔取組、事業等〕

地域の防災や衛生・景観面から、市町村が空き家を撤去できる制度の創設。

メタボ健診の確立、コホートピア構想の推進、健康の駅の推進等予防医学の推進を通じた市民の健康づくり、さらには、それに伴う起業、企業誘致等の取り組み、蓄積されたノウハウの全国への発信、医師等の研究の場として魅力あるフィールドづくりを通じた医師確保等に取り組む。

冬期間の交通確保のための除雪等雪対策のさらなる促進。

少子化対策の充実による、安心して子供を産み育てられる生活環境の確保

児童・乳幼児の医療費助成、保育料の免除、放課後児童クラブの充実等の子育て支援対策

ゴミの再資源化や分別回収に対応し、ダイオキシン対策など環境に配慮した高度処理機能を有した処理施設を広域的に整備していく。また老朽化している火葬場の改築を進めていく。

〔必要な支援措置〕

空き家の撤去費用に係る財政支援（特別交付税等）

国との連携・協力による予防医学の推進、市民、国民の健康づくりの推進

除雪関係経費の制度拡大及び財政措置の拡充。

ハード・ソフトを含めた少子化対策に係る財政支援。

5 今後の過疎対策における国の関わり方についての主な意見

- ・今後の過疎対策については、過疎地域が果たしている役割を明確にし、過疎地域の維持・振興は、国民全体の安全・安心な生活を支えることであるとの国民的認識が必要であり、国策として引き続き推進すべきである。
- ・また、過疎対策については、これまでの生活・生産基盤の整備に加え、防災、情報通信対策、地域資源の保存及びこれらを活用した産業振興、交流の促進並びに保健・医療・福祉・教育・交通等、ソフト対策も含めた総合的な対策が必要である。

(主な意見)

現行過疎法失効後の新たな過疎対策について、従来のような社会基盤整備のみならず、遊休農地、地域資源を活用した産業振興、保健・医療・福祉・教育・交通など地域生活を維持するためのソフト対策も含め地域の実情に応じた総合的な対策が必要。

現行の過疎法のような画一的な関わり方ではなく、地域を活性化するために用途を限定しない交付金制度を創設するなど、それぞれの市町村や過疎地域の意見を汲み上げ、その実情に応じた対応が可能となる法整備を希望する。

過疎対策事業債の発行や補助率の嵩上げなど、これまでの特別措置による支援の継続を基本としながら、時代の変化に対応した新しい支援措置を講じ、主に財政的な支援で関わっていくべきであると考えている。

過疎関係都市のさらなる財政負担の軽減を図るため、過疎債の償還期限を延長するべきである。

過去に建設した公共施設の修繕や解体撤去についても、過疎対策事業債の対象とするべきである。過疎地域の対策として、施設を新しく建設することよりも今あるものを維持していく方が実質的であり、必要である。

過疎問題を取り巻く環境は、市町村合併による行政区域内における地域間格差や限界集落等をはじめ、より複雑かつ多様化していることから、新たな過疎法による財政支援措置等について、現状に対応できる柔軟な仕組みづくりの構築と、従来のハード的なものに加え、過疎地域を維持、存続させるためのランニングコスト等ソフト面に対する拡充などの財政支援を期待したい。特に集落の維持に資する所要額については、普通交付税の基準財政需要額に算入するなど、安定した財源の確保が必要である。

過疎地域が果たしている役割を明確にし、その存在意義を明確に国民に示して、共通の認識の下に過疎地域の環境を維持するために必要な財源を確保する。

これまでの過疎対策に加え、過疎自治体が自主財源として活用できる地方交付税による措置の拡充を講じていただきたい。

過疎地域が健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活を支えていることを踏まえれば、財政措置をはじめ行政措置、税制上の措置、金融上の措置等の各般にわたる総合的な地域政策として引き続き存続させる必要がある。併せて土地利用や産業振興等の側面では、規制緩和を図ることも地域の自立性を高めていく上で必要である。

国民に保障すべき医療・教育分野や都市地域と過疎地域を結ぶ高規格道路などは、国の責任において整備・支援し、過疎対策を都市住民を含めたすべての国民のためにも、また国土の均衡ある発展の上からも重要であるとの認識のもと、国策として推進する必要がある。

農山村の豊かな自然環境を保全することは、国民生活に必要不可欠であり、その対策も国策として実施する必要がある。

財政的支援は今まで以上に必要であるが、根本的な解決のためには、国策として過疎地に人口を取り戻す手立てを打つ必要がある。首都圏に集中している人口を地方へ回帰させるには、地方への企業等の立地の促進、農林水産業の振興、交通ネットワークを含む社会資本の整備を国策として進める必要がある。また、国の役割を限定し地方に機能、権限と財源、人を集中する必要がある。

過密の都市部から過疎地域（地方）に人口移動を促す手段として、都市部における一定（中・大企業）の企業について、数値目標を定めて政策的に移転誘導を図るための措置を講じるなど、都市から地方へ人口誘導を実行力のある形で進めていく必要がある。これまでの過疎地域への財政支援のみ光をあてることなく、都市周辺の人口過密地域についても合わせて考慮しながら、都市と地方の均衡ある国土形成を促す必要がある。

交通、物流、緊急医療、災害対策などにおいて、過疎地域の交通網の確保は重要であり、国道・高規格道路・高速道路の整備を促進し、地域の安全・安心な暮らしを確保する取組みが必要である。また、荒廃する農地や森林については、国土保全の観点からも国の早急な対策が必要である。

過疎地域における人口流出は深刻な問題であるが、これに拍車をかけるように、出生率の低下で人口が自然減となりつつある。抜本的な少子化対策を講じられたい。

現在も国として過疎対策を種々講じているところではあるが、各省庁がそれぞれ独自に施策を講じている部分があり、かつ、類似の施策を講じるなど過疎地域としてはその取り組みに苦慮することがある。このようなことから、過疎対策の窓口と施策の一本化を図り、効率的な対策を講じるよう希望する。

過疎地域が将来にわたり主体的に森林の管理等、国土保全施策を担っていくために、国税として二酸化炭素排出源等を課税客体とする新税の導入を図りその全てを森林の面積等で配分する地方譲与税として欲しい。また、政府が地球温暖化対策の財源として検討している環境税を導入する際は、その一部を地方譲与税とし、二酸化炭素の吸収源である森林の管理等を推進するための財源として欲しい。

世界的に地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の排出について、排出権というような新たな概念を持つ権利（金銭的価値を伴う権利）として、創出し、その権利を具体的に売買できるような市場の開拓を進めることにより、山林の多い過疎地域の財政力強化に繋がるような施策の展開が必要。

過疎化の原因や地域が衰退する要因などを児童・生徒に教示するとともに、地域文化や伝統行事の継承、地域を守ることの意義を学ぶ機会を設けるなど、幼少期からの過疎に関する学習・教育について、国をあげて本気で取り組むべき。

6 今後の過疎対策における都道府県の関わり方についての 主な意見

- ・都道府県の役割としては、広域自治体としての過疎対策の実施や人的・財政的支援、情報提供、国への提言等、積極的な役割を果たすことが求められている。

(主な意見)

都道府県内の過疎地域における課題等を総合的に集約し、過疎対策の必要性や過疎地域の役割、取り組むべき主な施策等について、国等に提言・要望を行う必要がある。

都道府県は、その区域内の広域的事務、市町村間の調整事務及び市町村の規模、能力を超える事務を担う立場にある。過疎地域の共通の課題である人口減少、高齢化、所得格差等を的確に把握し、その解消に向けて具体的な対処策と支援を行うことが都道府県に求められている。

基礎的自治体である過疎市町村が、総合的な対策が講じられるよう、財政的支援に留まらず、人的な支援や地域活性化のノウハウ、情報の提供、権限の移譲(道路整備等、面的な対応により効率的な事業運営が可能なもの)等について検討していただきたい。

広域的な過疎対策、国の制度的・財政的な支援の補完的な役割(県による追加・上乘せ支援)、ノウハウや情報の提供などソフト面での支援が必要。

一市町村の自助努力による過疎対策では対象地域が狭いために効果が限定的なものもあり、広域的な見地から、都道府県が過疎地域に対し今まで以上に積極的に関わり、都道府県独自の過疎対策事業を打ち出していくことが必要である。

過疎地域と都市との橋渡し、市町村のよき相談役としてシンクタンク的な役割を担ってもらいたい。

ポスト過疎法に向け、積極的に国への働きかけを行うとともに、過疎市町村の現状把握に努めていただきたい。地勢、気象の面からも県内の都市部と過疎市町の地域格差は顕在化しており、格差是正に向け、過疎代行業業の拡大などの推進に努めて欲しい。

医療の地域格差を是正し、医師・看護師不足に対する支援を積極的に推進

することを要望する。

財政基盤の脆弱な過疎市町村が総合病院等を運営していくことには自ずと限界があることから、都道府県において、広域的な医療体制の仕組みを構築した上で、積極的に財政面を含めた支援を実施してほしい。

過疎地域と都市とを結ぶ地域高規格道路の整備など、広域的な過疎対策を望む。

同一県内の複数過疎市町村にまたがる地域交通の確保、道路整備等の調整・支援。また、県境を越えての同様な取組みに対する調整・支援を行なう。

都市間を接続する広域路線バスの路線に関しては、市町村への支援という形ではなく、都道府県によるより積極的な支援体制を望む。

広域にわたる分野での施設・基盤整備、ソフトを含めた各事業の経費補助、指導、人的支援。各市町村の意見の集約と情報提供。

7 住民や各種団体等との連携についての主な意見

- ・過疎地域の活性化のためには、少子高齢化による自治会等の地域コミュニティ組織の機能低下への取り組みとともに、集落間の相互連携、NPOやボランティア団体等の各種団体との連携等、行政との協働による取り組みを進めていくことが重要である。

(主な意見)

行政・住民・各種団体企業等との連携により、地域の特性や地域資源を発見・発掘し、それらの価値を見つめ直し、活用することにより、新たな産業を興すことで都市から地方への移住・定住による交流人口を増加させ、地域再生に繋げていきたい。

過疎地域で活性化がみられる場合は、行政主導ではなく、住民や各種団体が精力的に活動している例が多いと思われる。地域の魅力をそこに生活する人々が自ら見出し、または、外部からの目で再発見するチャンスに恵まれるか否かが地域存続のカギになると思われる。

高齢化が進む集落の実態から、今後、各集落間の相互連携を図るとともに、行政との協働による地域自治の確立が重要である。また、地域の自主的な集落の再編により、居住地域のさらなる集約化が必要と考える。

足の確保対策としてのボランティア移送や地域コミュニティの維持には、住民や各種団体等との連携が不可欠となる。市民と行政との協働を考える中で、仕組みづくりの検討を行っていきたい。

都市住民の活力を生かした目的縁コミュニティの組織などが、高齢集落の課題解決の糸口となることもあるため、外部の人材・財を引き込むことも大切だと考える。

自治会などのコミュニティは、少子化や高齢化が進み組織の機能が低下してきているところもあることから、自治会間の交流や自治会とNPO・ボランティア団体との連携、コミュニティ相互の交流が重要であり、ネットワークの構築や活動を行うための拠点施設の整備充実を図る必要がある。

老人世帯の巡回、地域特産品づくり、地域交通の運行、農林業による移住交流の促進など、地域に密着した活動を奨励することが重要であり、地域住民による団体活動を支援することが最も効果的であると考えられる。

NPOとの連携については、現在、交流居住（二地域居住）の推進に重点を置いており、この施策の中で交流居住の拠点として廃校の小学校校舎を利活用する計画を策定している。この拠点施設の管理運営に加え、交流居住の中核として新たなNPOの設立を見込んでおり、市もNPO活動をサポートしながら地域の活性化に向けていきたいと考えている。

バス路線の撤退が進む中山間地域では地域住民がNPO法人を立上げ過疎地有償運送事業を実施するなど、自分達の地域は自分達で支えていくという機運も盛り上がりつつある。すべて行政任せの考えではなく、前向きな地域に対して積極的な行政支援が必要であると考えている。

過疎地域に限らず、地域の運営のためには地域住民等との連携は重要である。地域の活性化は、リーダーの存在が不可欠であることから、そのような人材の育成が重要になると思われる。

8 「集落支援員」についての主な意見

- ・「集落支援員」については、導入したい(する)とする市は18市(10.8%)、導入を検討したい(する)とする市は94市(54.0%)、実施する予定はないとする市は55市(31.6%)であった。なお、実施する予定はないとする回答では、すでに地域コミュニティ組織や市職員による取り組みを進めているとの回答が見られる。

(主な意見)

実施に際しては、当然各自治体がそれぞれの実情に即して行うことになるが、新たな取り組みのため、特に集落支援員の活動内容などについて研修の場などを設けていただきたい。

中山間地域の脆弱な財政基盤の自治体では、行政コストの負担が多くあることから国、県からの財政支援が望まれる。特別交付税としての支援より普通交付税の中に事業費補正と同様にダイレクトで算入されるような仕組みが望まれる。

特別交付税措置ではなく、補助制度に変更してほしい。

集落支援員の設置等に要する経費については、国が特別交付税で措置する事となっているが、例えば報酬の基準額など設置するにしてもどれだけの経費をみてもらえるのかわからないと活用しにくいと思われる。費用の基準や範囲、特別交付税の算定基準等を明確に示してほしい。

支援員制度の効果的かつ効率的な実施に向け、その実施主体や協力団体(自治会・NPO団体等)の選定や位置づけのほか、交付税措置や補助体制などその財源も含めて検討したい。

実際に市内全域で行う際、集落ごとに集落支援員となるような人材が確保できるか不安である。

住民への目配り機能の強化として、市の出張所の機能強化や地域まちづくり協議会における市の職員の地域担当制を採用しているが、「集落支援員」制度等の支援施策は、このような既存の取り組みに対しても活用できることを期待する。

集落支援員の役割が判然とせず、民生福祉児童委員、地域審議会委員、社会福祉協議会による見回り等との差別化が現状では図れない。

集落支援員を置くことで交付税措置されるようだが、集落支援員制度を導入することで集落内の産業の活性化や農業等の後継者対策につながるのか疑問。

市内各地域のコミュニティ協議会は各種団体の代表、社会福祉協議会職員、行政職員等で組織されており、集落支援員という専門の担当を1名配置するという形態よりも、コミュニティ協議会を通じて地域の実態の情報及び各分野からの意見、問題点を集約する方法を取る方がより効率的と考える。

現在、おおむね小学校区単位で連合自治会をはじめ地域の各種団体、企業及びNPOなどによる地域コミュニティ協議会が組織されている。

職員による地域マネージャーの設置を進めている。

集落支援員を設置して、具体的にどのような改善ができるか不明な点がある。本経費について特別交付税による手当があるとしても、その後の施策に対する国の支援があるかという点も含めて検討すべきことは多いと考える。

9 新たな過疎対策法における指定要件及び指定区域についての主な意見

- ・ 新たな過疎対策法における指定要件、指定区域については、現行過疎法と同様とする市は73市(42.0%)、指定要件を見直すとする市は26市(14.9%)、指定区域を見直すとする市は11市(6.3%)、指定要件、指定区域とも見直すとする市は47市(27.0%)、その他とする市は10市(5.7%)であった。
- ・ 新たな過疎対策法における指定要件、指定区域については、現行法と同様にすべきとの意見が多いが、指定要件については、過疎地域の持つ役割に着目した森林面積等を加味すべきとの意見、また指定区域については、合併前の旧市町村だけでなく合併後の市全域を対象とすべき、あるいは旧市町村よりさらにきめ細かい柔軟な区域を単位として指定すべき等の意見も出されている。

(現行過疎法と同様とすべきとする主な意見)

「平成の大合併」により、「みなし過疎」や「一部過疎」となっている市町村も多い。それらの市町村では合併によるスケールメリットが働き行政のスリム化といった利点がある反面、インフラ整備等で過疎地域と非過疎地域の間には差があるといった問題が生じている。こうした問題に対応するためにも、現行法と同様の指定要件・指定区域が必要。

過疎地域の指定の単位として、現行過疎法で一部過疎を設けていることから、市町村の単位とは必ずしも一致する必要はなく、一部過疎として引き続き過疎地域としての指定が受けられるようにすべき。

市町村合併しても、過疎地域の問題が解決したわけではないので、一部過疎の地域への支援は継続すべき。また、合併を選択した市町村が、合併を選択したことにより不利になるような制度は不公平である。

(指定要件を見直すべきとする主な意見)

新たな過疎対策法において「過疎地域」を的確に指定するためには、現行の過疎対策法と同様の「人口要件」と「財政要件」に加えて、過疎地域のもつ役割などに着目した新たな指定要件も加える必要がある。

人口の減少率を重視した指定要件だけでは、不十分であり、面積や人口密度も加味した新たな指定要件を設定することが適当である。

現行の人口要件、財政力要件に加え、地理的条件を勘案するなど地域の実情に応じた指定とすべき。

人口・財政力が低くても、耕地・森林の維持管理は必要であり、過疎地域ほど国土保全に係る一人当たり経費が嵩む状況である。過疎地域の指定要件として、耕地・森林面積を追加すべき。

(指定区域を見直すべきとする主な意見)

旧市町村または昭和の大合併前の旧市町村などの集落単位で指定すべき。

市町村合併が進み、1つの行政区域が大きくなりすぎたため、平成の大合併以前の市町村単位か、もう少し小さな、小学校区単位で指定すべき。

現過疎対策法33条の2の「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を見直すなど、市町村単位での区域指定が適当。

(指定要件、指定区域とも見直すべきとする主な意見)

指定要件については、高齢化率、人口密度、森林面積、農地面積と生産年齢人口の比率など、地域の現状がよりはっきりと把握できる要件が必要と考える。指定区域については、これまでの市町村区域に加え、大字、行政区、あるいは小中学校通学圏など柔軟な指定が必要。

市町村合併による一部過疎市町村においては、一体的な過疎対策を進めるため、合併市町村全域が過疎地域指定を受けられるよう指定要件・指定区域の見直しが必要。

現在、指定要件や指定区域以外の地域でも限界集落が増加しており、その地域も含めた範囲にしていきたい。

過疎地域に該当しない地域においても、過疎地域と同様、あるいはそれ以上に過疎化が進んでいる地域があるため、より実態に適した指定要件の設定が望まれる。

(その他の主な意見)

市全域が過疎適用である自治体においても市街地が指定されているなど、実態と乖離している状況も見られるため、指定要件や指定区域を見直す必要があると考える。

国全体が人口減少社会に突入するなか、人口減少率等これまでの指標が今後とも有効な指標であるかどうかは疑問。人口密度、主な地域・機関からの距離など様々観点から幅広く検討することが必要。また、従来は市町村単位が基本であったが、市町村合併が進み自治体が広域化したことから、

圏域単位や都道府県単位の指定なども検討する必要。

過疎対策は指定された地域内に限定しては考えられない。道路や情報網などの地域ネットワーク、医療・福祉体制など、市域全体及びその周辺地域まで含めた広域の見地から対策すべきものである。新たな過疎対策においては、その事業量、事業箇所・エリア等が柔軟に展開できるよう配慮されたい。

今後の過疎対策のあり方に関する過疎関係都市意向調査の概要

1 調査の目的

平成22年3月末の過疎地域自立促進特別措置法の失効を控え、過疎関係都市連絡協議会に加盟する各市の現状、課題及び今後の過疎対策に関する考え方等を把握する。

2 調査対象

過疎関係都市連絡協議会に加盟する過疎関係都市（233市）

3 調査方法及び調査期間

各市において、調査の回答様式ファイルを全国市長会ホームページからダウンロードし、回答様式ファイルを電子メールにて送信。

調査期間は、平成20年9月3日(水)から9月26日(金)まで。

4 回答市数及び回答率

回答市数は、協議会加盟233市のうち174市、回答率は74.68%。